

厚生労働省 医薬・生活衛生局
食品監視安全課 輸入食品安全対策室 御中

米国、カナダ及びアイルランドから輸入される牛肉等の輸入に関する措置の見直しについて

日本生活協同組合連合会 品質保証本部 安全政策推進室
室長 内堀 伸健

弊会としては、世界的に BSE 発生リスクが減少しており、また、米国、カナダおよびアイルランド（以下、3 か国と表記）では BSE 発生を抑制・監視するための一定レベルの対策が継続されているものと認識しています。したがって、「3 か国から輸入される牛肉・牛内臓について『現行の輸入月齢制限（30 か月）を撤廃しても人へのリスクは無視できる』」とした食品安全委員会のリスク評価の結論は妥当と考えます。ただし、この結論は適切なリスク管理措置の実施が前提です。消費者の安全をより一層担保する観点から、以下の意見および質問をします。

1. 生体牛の検査体制について

わが国では、生後 24 か月齢以上の牛のうち、生体検査において運動障害、知覚障害、反射異常または意識障害等の神経症状が疑われたものおよび全身症状を呈するものには BSE 検査を実施することになっています。

BSE 陽性牛がフードチェーンやフィードチェーンに入らないようにするためには、輸入相手国における生体牛の検査についても国内措置と同等の管理が必要であると考えられ、また、そのことが消費者の信頼を構築することにつながります。貴省の資料によれば、3 か国の当局の検査官が生体検査を実施することや、BSE が疑われる牛は食用が禁止されることが記載されていますが、3 か国の生体検査のレベルや、国内措置との同等性について詳しい説明を求めます。

2. BSE 非発生国からの特定危険部位や機械的回収肉の輸入について

今回意見募集の対象とされている 3 か国では、特定危険部位（SRM）は国産牛と同等の部位が除去され、日本には輸出できないとされています。また、機械的回収肉についても、日本向けの輸出は認められていないか、当該国で製造が禁止されているため、適切なリスク管理措置が実施されれば SRM による懸念はないものと考えます。

一方、BSE 非発生国からの SRM や機械的回収肉の輸入については、SRM は通知により輸入を控えるよう事業者を指導する対策が取られており、機械的回収肉については明確に対策がとられていないものと認識しています。

BSE 非発生国であっても非定型 BSE が極めてまれに発生しうることや、SRM や機械的回収肉を海外からあえて輸入する必要性は少ないと思われることから、これらについては現行以上の強い規制を検討すべきです。

以上